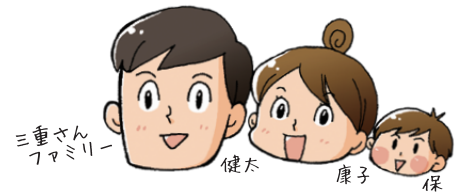




マンガでわかる

健康保険のしくみ⑧



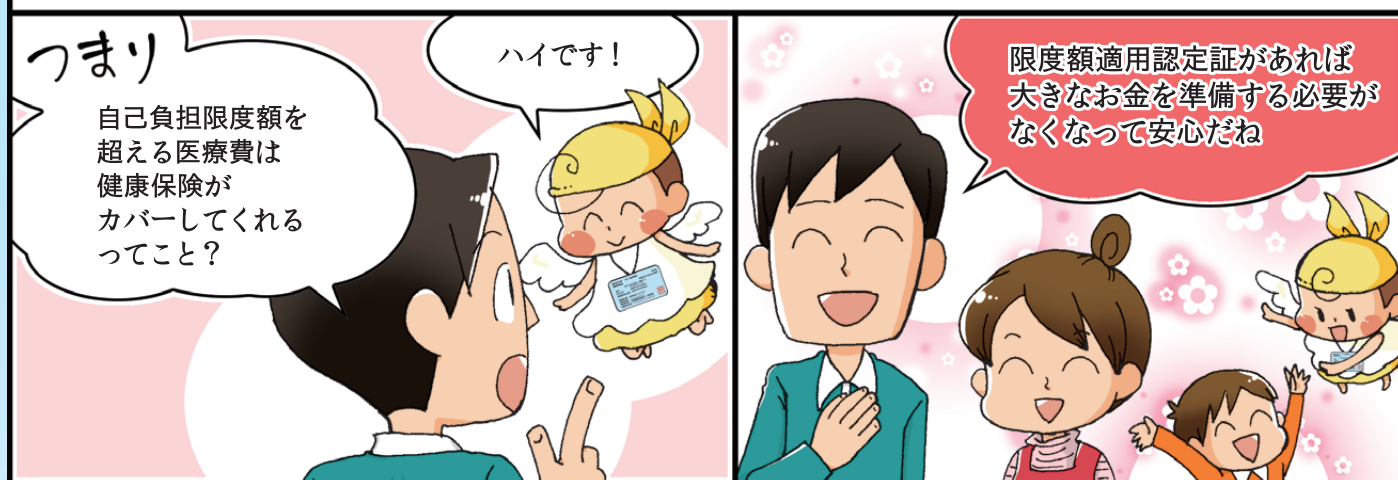
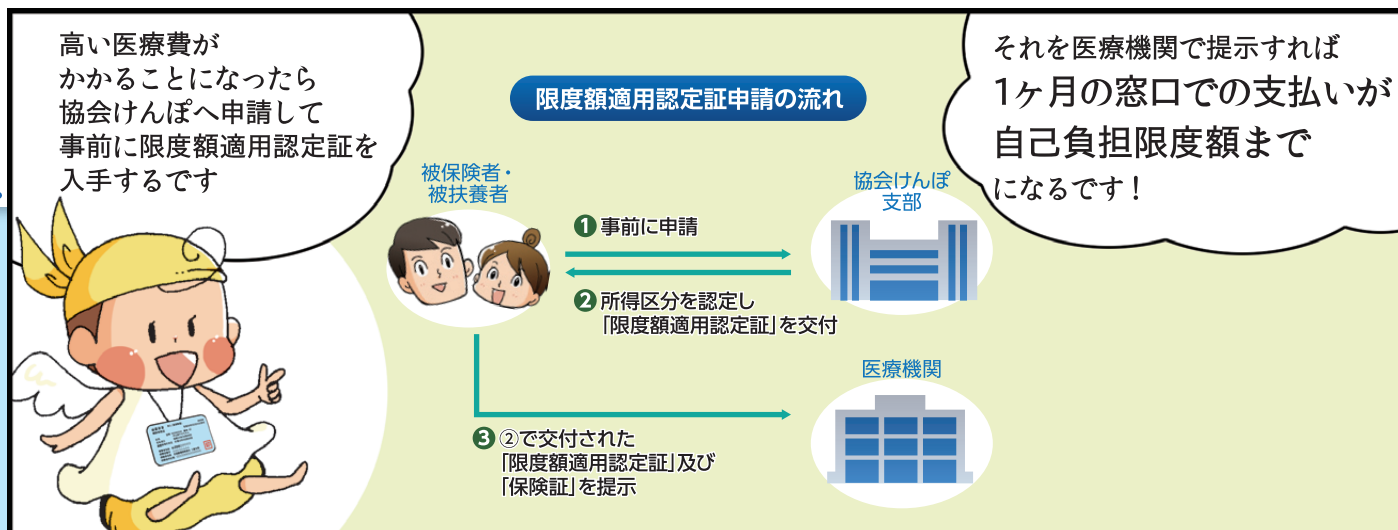
高い医療費が
かかる時には、

あらかじめ限度額適用認定証を！



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

詳しくはウラ面で



けんぽナビちゃんの

ここがポイント！



✓ 医療費が高額になりそうなときは、**限度額適用認定証**をご利用ください！

70歳未満の方^(※1)が限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口^(※2)に提示すると、1ヶ月(1日～月末)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで^(※3)となります。

(※1) 70歳以上の方は、保険証と共に「高齢受給者証」をご提示いただくことで自己負担限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証は不要です(被保険者が市区町村民税非課税者の場合を除く)。(※2) 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いです。(※3) 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外です。

限度額適用認定証 利用の流れ

- ① 限度額適用認定申請書を協会けんぽの各都道府県支部へ提出してください。
- ② 限度額適用認定証を交付します。(発行まで1週間程度)
- ③ 医療機関の窓口で保険証と、限度額適用認定証を提示します。
- ④ 同一医療機関のひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

詳しくは、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル